（捜査主任官等）

第五条　［略］

2　捜査主任官は、警察本部長の指揮を受け、傍受の実施、再生の実施、通信記録物等の管理その他の通信の傍受に関する事務を統括するものとする。

3　［略］

4　傍受実施主任官は、捜査主任官の命を受け、傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付随する事務に従事する職員を指揮監督するものとする。

5　［略］

（傍受指導官）

第六条　警察本部長は、捜査の適正を確保するための指導に関する事務を所掌する警察本部（警視庁及び道府県警察本部をいう。）の課（課に準ずるものを含む。）に所属する警部以上の警察官の中から傍受指導官を指名するものとする。

2　傍受指導官は、傍受の実施及び再生の実施並びにこれらに付随する事務に従事する職員に対して、適正な傍受の実施及び再生の実施に必要な指導教養を行うものとする。

3　傍受指導官は、法第二十三条第一項の規定による傍受の実施及び同条第四項の規定による再生の実施に当たっては、警察通信職員と相互に緊密に連絡し、及び協力して、当該傍受の実施の場所における特定電子計算機の使用方法に関する助言その他の適正な傍受の実施及び再生の実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

（特定電子計算機の保管等）

第七条　特定電子計算機は、警察庁、管区警察局、東京都警察情報通信部又は北海道警察情報通信部において保管するものとする。

2　警察通信職員は、法第二十三条第一項の規定による傍受の実施に当たっては、当該傍受の実施の場所において、当該傍受の実施に用いるものとして指定された特定電子計算機の設置その他の特定電子計算機の適正な供用の開始のために必要な措置を講じなければならない。

（最小化等に関する指示）

第八条　傍受の実施（法第二十条第一項又は第二十三条第一項第二号の規定によるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に当たっては、警察本部長は、あらかじめ、次に掲げる事項について、捜査主任官に対し、文書により指示しなければならない。

一　第十三条第五項、第六項及び第八項の規定により警察本部長が指定する時間

［二・三　略］

2　［略］

3　前二項の規定は、再生の実施について準用する。この場合において、第一項第一号中「第十三条第五項、第六項及び第八項」とあるのは「第十四条第五項、第六項及び第八項（同条第九項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）」と、「時間」とあるのは「時間又は部分」と、同項第二号中「報道」とあるのは「再生に係る通信が報道」と、「が行われている」とあるのは「に該当する」と読み替えるものとする。

（傍受令状の記載事項の厳守）

第九条　傍受の実施又は再生の実施に当たっては、傍受令状に記載されている傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件その他傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならない。

（捜査主任官等）

第五条　［同上］

2　捜査主任官は、警察本部長の指揮を受け、傍受の実施、通信記録物等の管理その他の通信の傍受に関する事務を統括するものとする。

3　［同上］

4　傍受実施主任官は、捜査主任官の命を受け、傍受の実施及びこれに付随する事務に従事する職員を指揮監督するものとする。

5　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（最小化等に関する指示）

第六条　傍受の実施に当たっては、警察本部長は、あらかじめ、次に掲げる事項について、捜査主任官に対し、文書により指示しなければならない。

一　第十一条第五項、第六項及び第八項の規定により警察本部長が指定する時間

［二・三　同上］

2　［同上］

［項を加える。］

（傍受令状の記載事項の厳守）

第七条　傍受の実施に当たっては、傍受令状に記載されている傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件その他傍受令状に記載されている事項を厳格に遵守しなければならない。